

自民党 江東区議会議員

にしがき誠 まこと

志を抱き、皮相の動きにとらわれず、断固初心を貫く！



深川第五中学校前の横断歩道新設工事が完成いたしました！

私が2016年6月に要望書を提出した横断歩道の新設が、本年7月6日の午後に工事が完成して共用開始されました！

横断歩道の新設により、お年寄りやベビーカーを使用する方々も、歩道橋を利用せずに晴海通りを横断することが可能となりました。

設置された信号機はもちろん、私が強いこだわりを持っている、理論上最も歩行者の安全を守ることができる「歩車分離式信号機」です。

要望書を提出してから完成まで3年間掛かりましたが、この間も粘り強く深川警察署へ働きかけを行ってきた成果が実を結び、嬉しく思います。

なお、当該交差点は歩行者の信号機が青の制限時間の関係上スクランブル交差点ではありませんので、交通ルールの遵守にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



歩道橋の下に横断歩道が新設されました



手前の横断歩道が新設されました

歩車分離式の注意書き



なぜ歩車分離式信号は斜め横断できない？スクランブル交差点との違いは？

歩車分離式



歩車分離式信号もスクランブル交差点も「歩行者信号が青のとき、車両用の信号機はすべて赤となるため、横断歩道で車両と歩行者が交差せず事故を防ぐ効果が期待される」と言う点は同じです。

「どうせ、歩行者用信号だけが青なら斜め横断も可能にすれば良いのでは？」と考えてしまうのですが、歩車分離式信号で斜め横断できない理由はスクランブル(斜め横断用の歩行者信号機や塗装が施され、交差点角のガードレールや縁石が無いなど斜め横断用にあらかじめ整備されているのが特徴)を前提に整備されていないから。

2002年に登場した歩車分離式信号は、斜め横断を想定していない普通の交差点に導入されることとなったため、交差点角のガードレールや縁石が障害物となってしまうことから「斜め横断禁止」となっています。



様々なテーマに応じて出張講演承ります。お気軽にお問い合わせください！

お年寄りを敬い、子ども達の輝く地域へ！

お問合せ先

豊洲西垣

検索

【公式ホームページ】

<http://nishigakim.jp/>

【携帯電話】090-1110-5392

【事務所】江東区豊洲4-9-13-207

【発行責任者】西垣 誠

★皆様のお声をお寄せください！

是非フォローをお願いします！



Facebook(西垣 誠)



Twitter (@nishigakimakoto)

現役子育て世代の目線で！

にしがき誠が目指す3つの政策！

地元商店街のますますの景気向上を！

お年寄りが安心して過ごせる環境づくりを！

- プロフィール
- ◆昭和47年1月 大分県出身
 - ◆平成6年3月 明治大学 商学部卒業
 - ◆職歴：平成6年4月 国内金融機関就職～外資系金融機関勤務～江東区議会議員
 - ※令和元年所属委員会【常任委員会】文教委員会【特別委員会】防災・まちづくり・交通対策特別委員会(副委員長)
 - ◆趣味：日本全国温泉めぐり、ジョギング

【江東区における活動の経歴】◆豊洲北小学校初代PTA会長(6年間)◆深川第五中学校PTA副会長◆江東区青少年対策豊洲地区委員会育成部長◆区立小学校PTA連合会会長◆保護司候補者検討協議会委員◆青少年問題協議会委員◆生活安全対策協議会委員◆環境審議会委員◆砂村囃子豊洲保存会会長◆豊洲睦会員◆牡丹町公園ラジオ体操会顧問◆金剛禅総本山少林寺東京辰巳道院顧問◆保護司◆江東区エアロビック連盟顧問◆ローリングマンデープリスクール第三者委員 ★平成24年11月3日「江東区政功労者表彰(教育関係功労者)」受章

政策が実現 いたします！

▶ 平成30年3月の予算審査特別委員会で要望いたしました自転車駐車が新設されます！有明駅は75台収容で無人管理、国際展示場駅の横(コロシアムブリッジ側)は300台収容で有人管理となります。

◆ 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の改正概要について

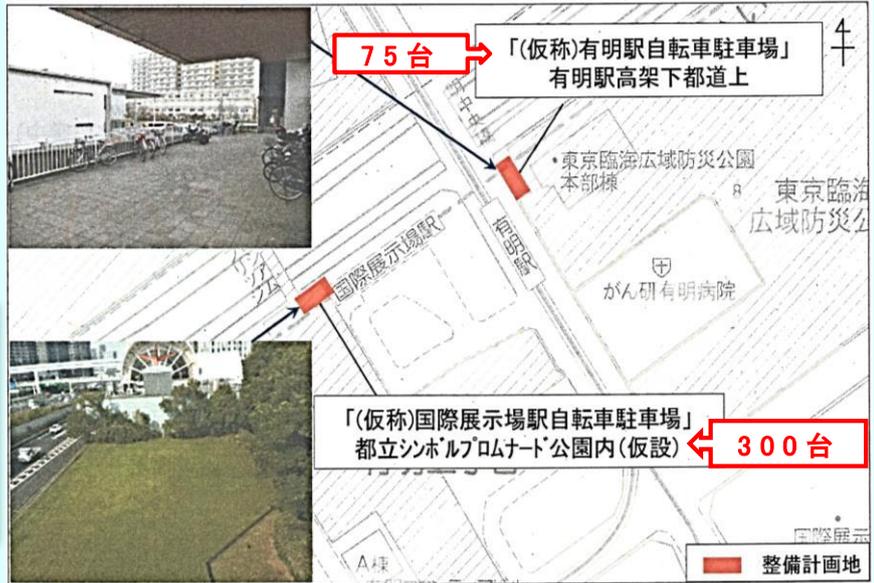
【概要】 下記施設の追加

- ① 江東区立有明駅(有明三丁目8番先)
- ② 江東区立国際展示場駅(有明三丁目7番3号先)

【利用開始予定】 令和2年4月1日



現在の国際展示場駅前の様子



その他

不発弾処理について

ご存じでしたか？

	1回目	2回目
不発弾	米国製500ポンド焼夷爆弾 (長さ120cm/直径約36cm)	米国製500ポンド焼夷爆弾 (長さ122cm/直径約43cm)
発見日時	平成31年4月5日(金)午前9時20分頃	令和元年6月14日(金)午後2時00分頃
発見場所	江東区有明一丁目6番 マンション建設現場内	
状況	マンション基礎工事のため、重機で掘削作業中に作業員が発見	
処理日時	令和元年6月5日(水) 午前9時から	令和元年7月28日(日) 午前9時から 予備日:7月31日(水)午前9時から
警戒区域	半径100m(事前に防護壁(直径4m/高さ5m)を設置し、約1tの土のう約200個を二重三重で取り囲むことで警戒区域を絞り込む)	
経費見込	3,044万円	概ね2,000万円強



不発弾の処理費用は誰が支払う!?

地方自治体?

国?

土地の所有者?

不発弾メモ

☞ 不発弾そのものの処理は国(自衛隊)の債務によって実施、**処理に至るまでの周辺構造物の除去、保護、住民の安全対策等の対応については市区町村の債務。**

不発弾処理の法的根拠

☞ 不発弾対応は、地震や豪雨への対処と同様に、区が実施責任者として法規定されている。

【根拠法令】 災害対策基本法

▶ 不発弾処理における予備費充当について

不発弾の処理に要する経費については予算計上していないが、緊急性を有し、速やかに周辺住民等の安全・安心を確保するため、予備費充当で対応する。

～予備費とは～

予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、用途を特定せず予算計上するものである。予算がない場合などには、追加予算の議決を経る必要があるが、緊急を要する場合等に対処する手段として予備費の制度が認められている。

【地方自治法(抜粋)】

第二百七条 予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。